

株 主 各 位

第17期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社スタートライン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社等規程において業務分掌及び権限を定めこれに基づく業務運営、コンプライアンスマニュアルに基づくコンプライアンス・プログラム運用により次の施策を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制とする。

- ①当社等は経営理念、倫理要綱等、コンプライアンス体制に関わる規程等を、当社及び子会社の取締役（以下、「取締役」という）及び従業員就業規則第2条に定める従業員（以下、「従業員」という）が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- ②コンプライアンスを横断的に統括する部署を設置し、取締役、従業員の教育、啓蒙を図る。
- ③内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については経営会議等に報告するものとする。
- ④当社等内における法令遵守上疑義がある行為について、従業員が直接通報を行う手段を確保するものとする。当該直接情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき、当社等の取締役に報告し、必要に応じて当社従業員に開示し、周知徹底を図るものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保全及び管理に関する体制

当社規程において情報セキュリティ対策を明確化し、取締役会議事録をはじめとした取締役の職務執行に係る文書の保管等の取り扱いについて、適切に運用する。

- ①取締役の職務の執行に係る情報・文書（電磁的記録も含む）については、文書管理規程に従い保存・管理を行うものとし、取締役及び監査役が当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保するものとする。
- ②文書管理規程には保存対象情報の定義、保管期間、保管責任部署を定めるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その体制

当社規程により業務分掌及び権限を明確化し、これをもって業務運営を行う体制とし、取締役、従業員それぞれが自己の業務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行う認識の下で業務を行うことを基本とする。

- ①リスクによる損害発生の未然防止、極小化のために、リスク管理の基礎として「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備する。

- ②組織横断的リスクマネジメント体制を構築し、全社のリスク管理活動を取りまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用する。新たに発生したリスクが確認され、管理を目的とする規程を要すると当該リスクの所轄部署が判断した場合は、規程案を作成、職務権限規程に基づき取締役会等にて審議・制定するものとする。
- ③取締役・従業員のリスクに対する認識・管理向上のために、勉強会、研修会を定期的を実施する。また、必要に応じて内部監査を実施し、日常的リスク管理を徹底する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社規程において明確化された業務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、本体制下において、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続きの機動性向上を図る。

- ①当社及び子会社の取締役・従業員の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を通じ、職務執行の効率性を確保する。
- ②業務分掌、職務権限規程等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直すものとする。
- ③その他業務の合理化、電子化に向けた取り組みにより、職務の効率性確保を図る体制の整備を行う。
- ④経営会議、取締役会による月次業績レビューと改善策の実施を行う。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保として、次の施策を行う。

- ①当社及び子会社の業務適正確保の観点から、当社のリスク管理体制、コンプライアンス体制をグループ全体に適用するものとし、必要な子会社への指導、支援を実施する。
- ②内部監査室は定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の内部統制の有効性と妥当性を確保する。また監査結果については、経営会議等に報告するものとする。

③子会社を担当する役員又は担当部署を明確にし、必要に応じて適正な指導、管理を行うものとする。また、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役職務を補助する従業員に関する事項について、次の施策を行う。

- ①監査役が従前の監査を行うために補助使用人を必要とする場合は、取締役会は補助使用人を設置するかどうか、人数、報酬、地位（専属か兼業か）について決議するものとする。
- ②この補助使用人の異動には監査役の同意を必要とし、またその人事評価は監査役が行う。
- ③監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助使用人は、その命令に関して取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
取締役及び従業員の監査役に対する報告に関する事項について、次を適切に運用するものとする。

- ①当社及び子会社の取締役又は従業員は、法定の事項に加え以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。
 - (ア)会社の信用を大きく低下させたもの、又はその恐れのあるもの
 - (イ)会社の業績に大きく影響を与えるもの、又はその恐れのあるもの
 - (ウ)その他当社倫理要綱の違反で重大なもの
- ②監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを保障する。
- ③内部監査実施状況、コンプライアンス違反に関する通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査の実効性の確保に関し、次の事項を適切に運用する。

- ① 監査の実施にあたり監査役が必要と認める場合における弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ② 監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換を設定する。

(9) 監査役の職務執行について生じる費用等の処理に係る方針

監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行える体制とする。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告における信頼性の確保に関する事項について、次を適切に運用する。

- ① 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築する。
- ② その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行う。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けて倫理要綱に基づき、次の通り毅然たる対応を行う。

- ① 反社会的勢力による被害の防止及び反社会的勢力の排除について、当社倫理要綱の行動規範において、「市民社会の公序良俗に反し脅威を与える反社会的勢力及び団体には、断固たる姿勢で臨む」旨を規定し、取締役会・従業員へ周知徹底するものとする。
- ② 反社会的勢力排除に向けて、不当要求がなされた場合の対応基本方針、対応責任部署、対応措置報告、届出体制等を定めた対応規程を制定し、事案発生時に速やかに対処できる体制を整備する。

株主資本等変動計算書

(2025年4月 1 日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	299,960	199,960	199,960	233,159	233,159	733,079	733,079
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	357,475	357,475	357,475	－	－	714,950	714,950
当 期 純 利 益	－	－	－	433,386	433,386	433,386	433,386
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 （ 純 額 ）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	357,475	357,475	357,475	433,386	433,386	1,148,336	1,148,336
当 期 末 残 高	657,435	557,435	557,435	666,545	666,545	1,881,415	1,881,415

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法：個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物及び附属設備については定額法によっております。また、一括償却資産については3年間の均等償却を実施しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備 3年～18年

構 築 物 15年

機械装置及び運搬具 2年～8年

工具、器具及び備品 1年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、ソフトウェアについては以下の通りです。

・自社利用：社内における利用可能期間に基づく定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

・自社利用のソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないことから、貸倒引当金を計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① IBUKI及びBYSN、INCLUサービス利用料、植物栽培装置のレンタル料

当社の運営する障害者雇用支援施設における日常的サービス提供料については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね1か月以内に受領しております。

② IBUKI、BYSN及びINCLUの採用支援料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の採用支援サービスについては、当該障害者及び管理者が顧客に雇用された時点で履行義務が充足したものとしています。一方で、当該障害者が退職した場合は、契約上補充採用支援業務が履行義務として残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、契約開始月末に請求してから概ね1か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

③ IBUKI、BYSNの初期研修料

当社の運営する障害者雇用支援施設における顧客の障害者及び管理者の初期研修サービスについては、当該障害者及び管理者の入社初月に初期研修を行った時点で履行義務が充足しています。一方で、当該障害者又は管理者が退職した場合は、契約上、補充採用された障害者又は管理者に対する初期研修の義務が残存することから、将来の退職率等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分して収益を認識しております。なお、対価については、初期研修が実施された月末に請求してから概ね1か月以内に受領しており、期末時点で未充足の残高については、契約負債（貸借対照表上は前受金）として計上しております。

④ IBUKI植物栽培装置、BYSN焙煎機の販売

IBUKI施設内で顧客が使用する植物栽培装置及びBYSN施設内で顧客が使用する焙煎機（以下「商品」という。）の販売については、当該商品の受け渡しにより当該財に対する支配が顧客に移転した時点が履行義務の充足時点であり、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。なお、対価については、履行義務が充足されてから概ね1か月以内に受領しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産について)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	金額
繰延税金資産	159,928

(注)上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

②主要な仮定

繰延税金資産の計上について、事業計画に基づき課税所得の発生時期及び金額を見積り、将来の課税所得が生じる可能性の判断を行っております。課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、将来の販売予測、原材料価格等の変動であります。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合は、回収可能性の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、当期純損益が変動する可能性があります。

(固定資産の減損について)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	金額
減損損失	-
有形固定資産	4,242,743

(2) 識別した項目にかかる会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社が保有する有形固定資産は、主に、障害者雇用支援サービスで使用しているものであります。当該サービスでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、施設別に固定資産のグルーピングを行っ

ております。期末日ごとに減損の兆候の有無を判定し、資産グループに減損の兆候があると判断した場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判断した場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、当事業年度においては、障害者雇用支援サービス事業の施設（有形固定資産94,240千円）にて減損の兆候があると認められたため、減損損失の認識の要否を判断しております。検討の結果、当該資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローがその帳簿価格を上回ると判断されたため、減損損失の認識は不要と判断しております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローについては、市場の動向などにに基づき策定された事業計画を基礎として算出しております。当該計画値は法定雇用率の上昇に伴う需要の増加や解約見込み、新規取引先及び既存取引先の受注見込数等を総合的に判断して策定されています。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上記の主要な仮定は、当社を取り巻く経営環境の変化や事業戦略の成否によって影響を受けるため、不確実性を伴うものであります。したがって、これらの仮定が変化した場合には、当事業年度末において減損損失の計上を不要と判断した資産グループについて、減損損失を計上する必要性が生じる可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 流動負債「前受金」のうち、契約負債の残高 172,946千円
- (2) 有形固定資産の国庫補助金による圧縮記帳累計額 20,000千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,131,000株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 -株
- (3) 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- (5) 配当に関する事項
該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

①繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	12,225千円
賞与引当金	43,007千円
資産除去債務	260,532千円
減損損失	6,109千円
その他	13,554千円
繰延税金資産合計	335,429千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△175,501千円
繰延税金負債合計	△175,501千円
繰延税金資産の純額	159,928千円

②法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該

差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	5.5
交際費等永久に損金算入されない項目	1.6
税率変更の影響額	△0.4
法人税の特別控除	△6.6
評価性引当金の減少	△46.6
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△16.1

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に基づき、必要な資金を銀行から調達しております。資産運用については短期的な預金等に限定しております。またデリバティブ取引等の投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金はそのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務、支払委託契約に係る長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理の徹底を行うとともに与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

ii) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金は、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

iii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額(*1)	時 価(*1)	差 額
① 敷 金 及 び 保 証 金	499,328千円	488,343千円	△10,985千円
② 長 期 借 入 金 (* 2)	(3,653,895) 千円	(3,611,610) 千円	△42,285千円
③ リ ー ス 債 務 (* 3)	(4,981) 千円	(5,026) 千円	45千円
④ 社 債 (* 2)	(65,000) 千円	(65,000) 千円	－千円

(* 1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(* 2) 1年以内返済予定の長期借入金、社債を含んでおります。

(* 3) リース債務（流動負債）を含んでおります。

(* 4) 「現金」は省略しており、「預金」、「売掛金」、「前払費用」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「前受金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時			価
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
敷 金 及 び 保 証 金	－千円	488,343千円	－千円	488,343千円
長 期 借 入 金	－千円	3,611,610千円	－千円	3,611,610千円
社 債	－千円	65,000千円	－千円	65,000千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標により割り引いた現在価値により、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、社債

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入、社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又 は 氏 名	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役 員	西村 賢治	直接 5.8% 間接 10.4%	当社代表取締役 社長	当社の不動産 賃貸借契約の 債 務 被 保 証 (注)	33,603	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の一部の店舗の賃借料について債務保証を受けております。債務保証の取引金額は、債務保証を受けている物件の当事業年度の賃借料を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 455円44銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 146円96銭 |

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計
	障害者雇用支援 サービス事業		
一時点で移転される財及びサービス	1,973,513	2,112	1,975,626
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	3,437,825	40,553	3,478,378
顧客との契約から生じる収益	5,411,339	42,665	5,454,004
その他の収益 (注) 2	145,174	-	145,174
外部顧客への売上高	5,556,513	42,665	5,599,179

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない障害者福祉事業であります。

2. 「その他の収益」は植物栽培装置等のレンタル料であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当事業年度 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	585,588
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	642,541
契約負債（期首残高）	145,090
契約負債（期末残高）	172,942

契約負債は、主に障害者雇用サービス支援事業における前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は97,875千円であります。当事業年度中の契約負債残高について、重大な変動は発生しておりません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。